

## 公 聴 会 開 催 公 告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十三条第一項の規定に基づく公聴会を開催しますので、同条第二項の規定に基づき公告します。

令和六年五月八日

滋賀県知事 三日月 大造

### ◇日時および場所

・日時 令和六年六月七日（金）

午後一時〇〇分～午後五時〇〇分（午後〇時三〇分受付開始）

・場所（名称）近江八幡市安土コミュニティセンター

（住所）滋賀県近江八幡市安土町下豊浦四六六〇番

### ◇起業者の名称、事業の種類および起業地

・起業者の名称 近江八幡市

・事業の種類 安土コミュニティエリア整備事業

・起業地 収用の部分 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦字十六地内

使用の部分 なし

### ◇公聴会に出席して意見を述べようとする起業者の名称 近江八幡市

### ◇公述の申出の手續

・公聴会において意見を述べようとする方は、令和六年五月十六日（木）午後五時十五分までに、次に掲げる内容を記載した知事宛ての書面を持参または郵送等により、滋賀県土木交通部監理課用地対策室宛て提出願います。郵送の場合は当日消印有効です。

① 公聴会において意見を述べようとする者の氏名、住所および連絡先の電話番号または電子メールアドレス

② 意見の要旨

③ 自らの意見の陳述とあわせて起業者に対する質問を行う場合は、その質問の相手方とする起業者の名称および質問の要旨

### ◇公述時間

・一件当たりの公述時間は、三十分以内とします。（起業者に対する質問を行う場合は、その時間を含みます。公述人の申出希望者の人数によっては公述時間を変更する可能性があります。）

### ◇公述人の選定

・公述の申出が多数あった場合には、公述人の選定をします。

### ◇公聴会の傍聴

・傍聴は先着順で受け付けます。

### ◇その他

・公聴会の開催案内および応募様式は、令和六年五月八日（水）以降に、滋賀県土木交通部監理課のホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/shinbun/oshirase/337368.html>

に掲載するほか、近江八幡市安土コミュニティエリア整備推進室に備えつけてあります。

・公述の申出がない場合には、公聴会を開催しないことがあります。

### ◇問合せ先

滋賀県土木交通部監理課用地対策室

〒五二〇・八五七七 大津市京町四丁目一番一号

電話〇七七・五二八・四二二三